

特許庁ペーパーレスシステム

特許庁総務部電子計算機業務課

山口 直

The Paperless System of the Japanese Patent Office

Naoshi Yamaguchi

Japanese Patent Office, Electronic Data Processing Division

1. はじめに

特許庁では、事務処理の効率化、特許情報提供サービスの向上等のため、昭和59年よりペーパーレス計画を推進しています。その一貫として、平成2年12月から世界で初めて専用端末による特許・実用新案のオンライン出願の受付を開始しました。

そして、平成10年4月1日からは、廉価なシステムでのオンライン出願を可能とすべく、汎用パソコンを使つての特許・実用新案出願の受付を開始しました。

本稿では、特許庁のペーパーレス計画の概要、パソコン出願、そして21世紀に向けての今後の計画について紹介します。

2. ペーパーレスシステムの概要

特許をはじめとする工業所有権をめぐる様々な状況の中、企業等の活発な技術開発により出願件数が著しく増加し、OA関連・コンピュータ等の先端技術分野を中心とする技術水準の大幅な向上により出願内容が高度化、複雑化して

きたことに伴い、審査期間が年々長期化すると予想されるとともに年々累増する特許情報の調査においても困難な状況が生じてまいりました。

これらに対応すべく、特許庁では昭和59年度から、以下の点を目的としたペーパーレス計画を開始しました。

(1) 工業所有権の審査期間の短縮

先行技術調査を行うための膨大な量の公報などの文献を、電子化し蓄積・再編成することで効率的なサーチを可能とし、審査期間の短縮を図る。

(2) 工業所有権情報サービスの拡充

電子データである利点を生かし、様々な媒体(CD-ROM、インターネット等)を通して特許情報の提供を行う。

(3) 事務処理の効率化

従来、特許庁内の各部署間で行われていた書類の物流業務をなくし、事務処理の効率化を図る。

(4) 国際的な工業所有権情報の交換等の協力の推進

書面により行われていた他国特許庁間の特許情報の交換を電子データを用いることで更なる拡充をする。また、発展途上国への技術援助にも利用する。

〒100-8915 千代田区霞が関3-4-3

TEL 03-3581-1101 (内2505)

FAX 03-3593-7748

E-mail: YNPA8510@jpo-miti.go.jp

ペーパーレスシステムは、特許庁の入り口から出口までの全書類を電子データ化（データベース化）し、電子データを利用してすべての業務を行うことを目指すものであります。

具体的には庁内においては、従来、書面で行われていた出願データ等の伝達・確認・保管などの業務を、コンピュータとLANを利用することで、各職員に割り当てられた端末間で出願データ等の受け渡しを行い、さらに、各職員は端末上での起案・決裁を行うものであります。（Fig. 1 参照）

また、申請人と特許庁との間においては、オンラインを通じた出願、庁からの発送書類の受領、閲覧等を可能とするものです。

このことにより、庁内の事務処理が効率化され、また、申請等の手続きも効率化されるほか、ペーパーレスシステムの成果物である各種特許情報はオンライン、インターネット、CD-ROMなどの種々の形態で、迅速かつ容易に提供されるようになりました。

3. パソコン電子出願

近年、ビジネス社会におけるOA環境の進展やISDNの普及により、パソコンのユーザーは飛躍的に拡大しています。こうした状況を踏まえ、特許庁ではデファクトスタンダード（事実上の標準）技術をベースとした汎用パソコンでオンライン手続きが可能となる電子出願ソフト（パソコン出願ソフト）を開発し、このパソコン出願ソフトを搭載した汎用パソコンによる電子出願の受付を、平成10年4月1日から開始しました。このパソコン出願ソフトは、特許庁が希望者に無償で交付しています。

これにより、高価な専用端末を購入しなければ行えなかったオンライン出願を含む特許庁とのオンライン手続きを、廉価な汎用パソコンで行うことが可能となりました。

パソコン出願に必要な機器は、汎用のWindows95搭載パソコン、パソコン出願ソフトのインストールに必要なCD-ROMドライブ、図面や化学式をイメージデータ化するためのスキャナ、各種帳票の印刷のためのプリンタで

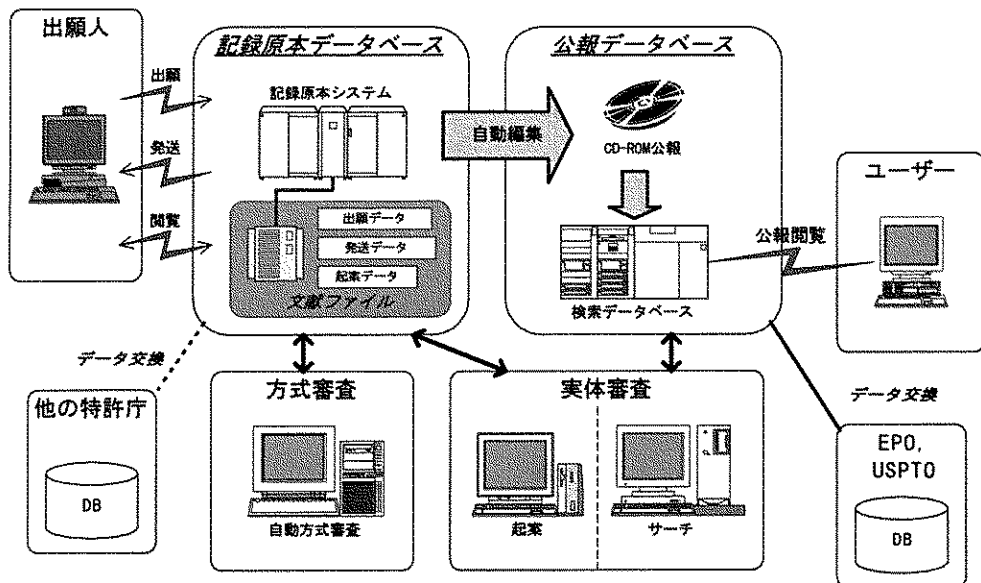


Fig. 1 Outline of the Paperless System

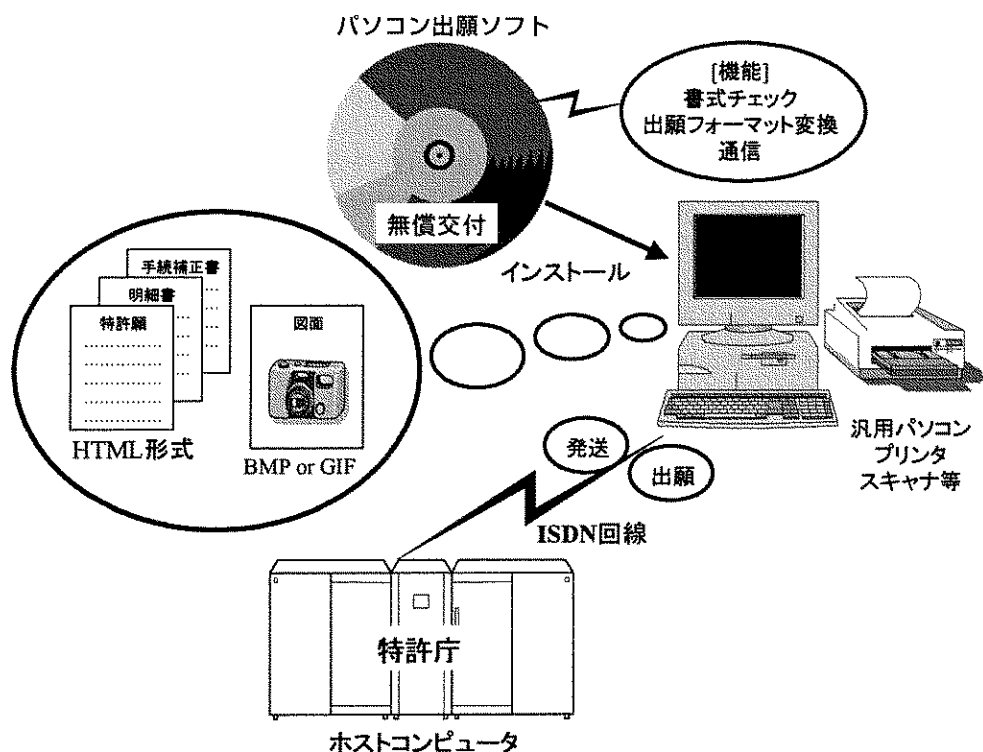


Fig. 2 Outline of the Electric filing process by PC

す。また、パソコン出願ソフトでオンライン手続きをする際の書類はすべて HTML 形式の文書で作成する必要があり、そのためのワープロソフトやテキストエディタと、HTML 形式文書の画面表示のためのブラウザソフトも必要です。

特許庁のコンピュータとパソコンとの接続は ISDN 回線を用いて行いますので、ISDN 回線を利用できる環境が必要です。

そして、これらの機材と通信環境が整えば、特許庁に対し、パソコン出願ソフト入手のための申請、特許庁とのオンライン接続関係の申請等の必要な諸手続を行い、特許庁から交付されるパソコン出願ソフトをインストールし、特許庁との接続を確認すれば、自分のパソコンからオンライン出願が可能となります。(Fig. 2 参照)

4. 21 世紀に向けての今後の計画

(1) 意匠・商標・審判のペーパーレス計画

現在稼働中のペーパーレスシステムは、特許・実用新案の事務処理を対象としたものでありますが、2000 年 1 月から、意匠・商標・審判のペーパーレス化を行うべく、特許庁ではそれらのシステムの開発を行っています。

これらのペーパーレス化が完成すれば、特許出願のみならず、意匠・商標出願、審判請求もパソコンで行えるようになり、工業所有権四法に関するほとんどの手続のペーパーレス化が可能となります。

(2) 電子特許庁を目指して

現在のシステムは ISDN 回線を用いるものでありますが、今後は更なる利用者の便宜をはかるべく、インターネットを利用したインターネット出願、インターネット公報に関しても、

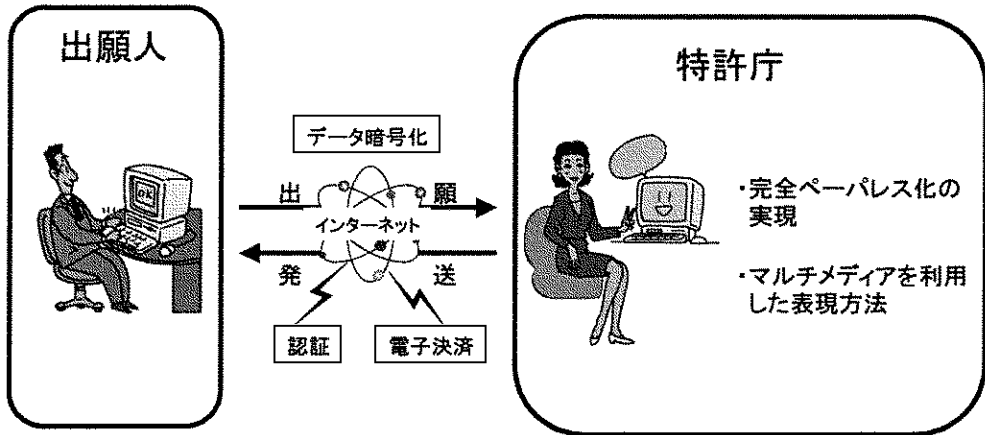


Fig. 3 Image of the Cyber Patent Office

実現を目指し通産省の EC 実証実験等に参加し検討を行っているところです。

また、動画や立体画像のコンピュータ画像や CAD 等は、動作を伴う出願や意匠等の物品の形状の把握に大変有益であることから、マルチメディアの利用に関しても検討を行っています。(Fig. 3 参照)

平成 11 年 3 月に完成する特許電子図書館では、4000 万件にのぼる、特許庁が明治以来発

行しているすべての公報類及び関連情報をインターネットで提供する予定です。

近い将来、出願はすべてオンラインで受け付け、庁内の事務処理は完全ペーパーレスでなされ、その特許情報はすべて特許電子図書館で公衆に提供されるという「デジタルインフォメーションサイクル」が確立されるでしょう。それは、より効率的で高度なサービスを提供できる特許行政に寄与するものであると確信します。